

支援センターしらさぎ

支援センターしらさぎは、利用者一人ひとりが地域で安心して自立した生活ができるよう、提供するサービスごとに、さまざまな関係機関と連携をとりながら、その人が望むその人らしい豊かな生活の実現を目指して必要な支援を行います。

平成24年度は、白鷺駅前に地域活動支援センター「しらさぎ・ネスト」を新たに開所します。地域で生活を送るうえで、支援を必要とする利用者が、自ら選択する柔軟なサービスが自由に受けられ、利用者がほっとできる居場所づくりを目指します。

支援センターしらさぎ本体では、事業所の定例見学会を実施し、広くしらさぎの活動の周知をおこないます。また、地域住民の方々とともに行う活動や、しらさぎのプログラムへの参加を通して、顔の見える関係を築き、地域に根ざした事業の展開を図ります。今年度は、地域貢献の視点をもって地域行事への参加や、利用者がボランティアとなつての活動を積極的に行い、まずは身近な社会での共生社会の実現を目指します。

<事業一覧>

1. 就労支援

・就労移行支援事業

職場適応援助者による支援事業(ジョブコーチ)

障害者委託訓練事業

・自立訓練(生活訓練)事業

・就労継続支援B型事業

2. 生活支援

・共同生活援助事業(グループホーム)

・共同生活介護事業(ケアホーム)

・居宅介護事業 ・重度訪問介護事業

・移動支援事業

・障害者(児)自立生活訓練業務(堺市)

・地域活動支援センター運營業務(堺市)

3. 相談支援

・特定相談支援事業(基本相談・計画相談)

・一般相談支援事業(基本相談・地域移行・地域定着)

・障害児相談支援

<事業概要>

1 就労支援

自立訓練(生活訓練)事業・就労移行支援事業・就労継続支援B型事業

(1) 就労移行支援事業

「働きたい！就職したい！を支援します」

企業等への就労を希望する人に、働くために必要な力をつけるための訓練や、職場見学、職場実習を行い、就労につなげます。

(2) 自立訓練(生活訓練)事業

「なんでもやってみよう！しらさぎは練習の場です」を合言葉に、利用者のエンパワメントに向けた取り組みを中心に行います。また、認知の仕方に特徴がある利用者に向けての個別プログラムに関係機関と連携したSSTを取り入れます。

(3) 就労継続支援B型

「あせらずじっくり就職を目指します」

就職までの道のりは人それぞれです。期限にこだわらず「働きたい」の気持ちに応えられるよう利用者にあわせた支援を行います。

【事業目的】

指定障害福祉サービス事業の自立訓練(生活訓練)及び就労移行支援、就労継続支援B型の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定自立訓練(生活訓練)、指定就労移行支援及び指定就労継続支援B型の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定生活介護等の提供を確保することを目的とする。

【運営方針】

1. 指定自立訓練(生活訓練)の実施に当たって、事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者に対して、2年間にわたり生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
2. 指定就労移行支援の実施に当たっては、事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者に対して、2年間にわたり、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
3. 指定就労継続支援B型の実施に当たっては、事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
4. 指定自立訓練(生活訓練)、指定就労移行支援及び指定就労継続支援B型の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービ

ス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者(以下「障害福祉サービス事業者等」という。)との密接な連携に努めるものとする。

【所在地】 大阪府堺市東区白鷺町2丁9番32号

【職員配置】 管理者 1名 サービス管理責任者 2名

(1)指定自立訓練(生活訓練)

生活支援員5名 生活支援員(訪問担当)1名 栄養士1名 事務職員2名

(2)指定就労移行支援

職業指導員1名 生活支援員6名 就労支援員4名 栄養士1名 事務職員2名

(3)指定就労継続支援B型

職業指導員1名 生活支援員1名 栄養士1名 事務職員2名

【営業日等】

(1)営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(2)営業時間 午前9時から午後5時45分までとする。

(3)サービス提供日 月曜日から土曜日までとする(土曜日については第1・第3の月2回とする)ただし、国民の祝日、8月13日から8月15日まで、12月29日から1月4日までを除く。

(4)サービス提供時間 午前9時から午後4時30分までとする。ただし、土曜日については午前9時から午後1時までとする。

【利用定員】

(1)指定自立訓練(生活訓練) 20名

(2)指定就労移行支援 30名

(3)指定就労継続支援B型 10名

【主たる対象者】

知的障害者(18歳未満の者を除く)

【サービスの提供方法及び内容】

(1)指定自立訓練(生活訓練)

(ア)自立訓練(生活訓練)計画の作成

(イ)食事の提供

(ウ)身体等の介助

(エ)家事等日常生活能力を向上させるために必要な訓練

(オ)就労移行支援事業所との連携による作業、就労支援

(カ)健康管理

(キ)訪問による生活訓練

(ク)生活相談

- (ケ) 地域生活への移行のための支援
 - (コ) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
 - (イ) から(ケ) に附帯するその他必要な介助、訓練、支援、相談、助言
- (2) 指定就労移行支援
- (ア) 就労移行支援計画の作成
 - (イ) 食事の提供
 - (ウ) 就労に必要な知識、能力を向上させるために必要な訓練
 - (エ) 生活の幅を広げる(社会人としての力をつける)ために必要な訓練
 - (オ) 身体等の介助
 - (カ) 生産活動(軽作業、ふすま、洗車、縫製)
 - (キ) 施設外支援
 - (ク) 実習先企業等の紹介
 - (ケ) 求職活動支援
 - (コ) 職場定着支援
 - (サ) 生活相談
 - (シ) 健康管理
 - (ス) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
 - (イ) から(シ) に附帯するその他必要な介護、訓練、支援、相談、助言。
- (3) 指定就労継続支援B型
- (ア) 就労継続支援B型計画の作成
 - (イ) 食事の提供
 - (ウ) 就労に必要な知識、能力を向上させるために必要な訓練
 - (エ) 生活の幅を広げる(社会人としての力をつける)ために必要な訓練
 - (オ) 身体等の介助
 - (カ) 生産活動(軽作業、ふすま、洗車、縫製)
 - (キ) 施設外支援
 - (ク) 実習先企業等の紹介
 - (ケ) 求職活動支援
 - (コ) 職場定着支援
 - (サ) 生活相談
 - (シ) 健康管理
 - (ス) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
 - (イ) から(シ) に附帯するその他必要な介護、訓練、支援、相談、助言。

【日課】 ※月～金曜日(但し、水曜日は16:00終了)

時間	日課	備考
8:45	通所	通所後、作業服に着替え準備
9:00	全体朝礼 ラジオ体操 白鷺公園ランニング	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【水曜日の場合】</p> <p>14:00～15:30 水曜プログラム等</p> <p>15:30 清掃・更衣・終礼</p> <p>16:00 終了 帰宅</p> </div> <p>15:00～15:30 廊下、更衣室、トイレの清掃(担当者)</p> <p>各作業室、フロア等の清掃(全員)</p>
9:20	作業科朝礼	
9:30	作業開始	
12:00	昼食・休憩	
13:00	作業開始 (休憩 15分)	
16:00	作業終了 清掃(全員) 更衣 作業科終礼	
16:30	終了 帰宅	

【年間行事予定】

- 4月 家族会総会
- 9月 育成会大阪大会
- 10月 白鷺校区運動会
- 11月 しらさぎまつり
- 12月 利用者忘年会

・利用者一泊旅行については実施時期は未確定

- * 毎月1～2回 休日プログラム
- * 隔月 就職者の会
- * 毎月第3金曜日 就職者サロン
- * 毎月第4金曜日 東区らららバザー

2 生活支援

ホームズしらさぎ(共同生活援助・共同生活介護)

共同生活援助・共同生活介護「ホームズしらさぎ」については、常にホームでの生活の質の向上を目指します。利用者の声が自らの生活にきちんと反映されるよう、複数のホームの人たちや、女性利用者を対象に座談会を企画します。自分たち(自分)の生活を自分たち(自分)で見直すことができる機会を作りたいと考えています。また、世話人会議や個別支援計画

の作成時、モニタリング時などで、日々の支援が利用者主体であるかどうかの見直しを行い、世話人同士や、バックアップ職員との連携を深め、互いの情報共有に努めます。

【事業目的】

大阪府指定の共同生活援助及び共同生活介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な障害福祉サービスを提供する。

【運営方針】

- 1 利用者が自立を目指し、地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において、入浴、排せつまたは食事等の介護、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

【所在地】

名 称	所在地	居定員
しらさぎホーム	大阪府堺市野尻町	4名
おおみのホーム ① ②	大阪府堺市東区大美野	8名
せんぼくホーム	大阪府堺市南区原山台 3 丁	4名
しんかなホーム	大阪府堺市北区新金岡町 3 丁	4名
ひまわり	大阪府堺市南区庭代台 2 丁	4名
たかいしホーム	大阪府高石市加茂一丁目	6名
さやまホーム	大阪府大阪狭山市西山台四丁目	4名
くすのき B&G	大阪府泉大津市要池住宅	4名

【職員配置】

管理者1名 サービス管理責任者 2名 世話人 20名 生活支援員 20名

【対象者】 知的障害者、精神障害者

【サービスの提供方法及び内容】

- ①利用者に対する相談

- ②食事の提供
- ③健康管理・金銭管理の援助
- ④余暇活動の支援
- ⑤緊急時の対応
- ⑥職場等との連絡・調整
- ⑦財産管理等の日常生活に必要な援助

【利用者から受領する費用の額等】

障害者自立支援法の法令等に定める利用者負担のほかに、次のとおり利用者の負担とする。

しらすぎホーム	(1)家賃	月額 37,500円
	(2)光熱水費	月額 9,000円
	(3)食材料費(朝食・夕食)	月額 18,000円
	(4)日用品費	月額 2,000円
	(5)電話代	月額 1,400円
	(6)自治会費	月額 100円
	(7)その他 お弁当(昼食)食材料費	1食 300円
おおみのホーム①	(1)家賃	月額 13,065円
	(2)光熱水費	月額 9,000円
	(3)食材料費(朝食・昼食・夕食)	月額 15,000円
	(4)日用品費	月額 3,195円
	(5)電話代	月額 1,500円
	(6)自治会費	月額 500円
	(7)備品修理買い替え費	月額 2,740円
おおみのホーム②	(1)家賃	月額 16,015円
	(2)光熱水費	月額 9,000円
	(3)食材料費(朝食・昼食・夕食)	月額 13,000円
	(4)日用品費	月額 2,165円
	(5)電話代	月額 1,500円
	(6)自治会費	月額 500円
	(7)備品修理買い替え費	月額 2,820円

せんぼくホーム	(1)家賃 (2)光熱水費 (3)食材料費(朝食・夕食) (4)日用品費 (5)電話代 (6)自治会費 (7)備品修理買い替え費	月額 15,108円 月額 10,592円 月額 24,000円 月額 1,300円 月額 1,500円 月額 500円 月額 2,000円
しんかなホーム	(1)家賃 (2)光熱水費 (3)食材料費(朝食・昼食・夕食) (4)日用品費 (5)電話代 (6)自治会費 (7)備品修理買い替え費	月額 13,720円 月額 11,000円 月額 25,000円 月額 2,980円 月額 2,000円 月額 300円 月額 2,000円
ひまわり	(1)家賃 (2)光熱水費 (3)食材料費(朝食・夕食) (4)日用品費 (5)電話代 (6)自治会費 (7)備品修理買い替え費 (8)その他 お弁当(昼食)食材料費	月額 15,850円 月額 10,000円 月額 23,000円 月額 4,230円 月額 2,000円 月額 500円 月額 2,000円 1食 300円
たかいしホーム	(1)家賃 (2)光熱水費 (3)食材料費(朝食・夕食) (4)日用品費 (5)電話代 (6)自治会費 (7)備品修理買い替え費 (8)その他 お弁当(昼食)食材料費	月額 10,275円 月額 8,500円 月額 25,000円 月額 1,175円 月額 2,000円 月額 900円 月額 2,000円 1食 300円
さやまホーム	(1)家賃 (2)光熱水費 (3)食材料費(朝食・夕食) (4)日用品費 (5)電話代 (6)自治会費	月額 10,950円 月額 9,000円 月額 24,000円 月額 1,500円 月額 2,300円 月額 250円

	(7)備品修理買い替え費	月額 2,000円
	(8)その他 お弁当(昼食)食材料費	1食 300円
くすのき B&G	(1)家賃	月額 9,930円
	(2)光熱水費	月額 9,000円
	(3)食材料費(朝食・夕食)	月額 23,000円
	(4)日用品費	月額 1,970円
	(5)電話代	月額 2,000円
	(6)自治会費	月額 350円
	(7)備品修理買い替え費	月額 2,000円

【入居に当たっての留意事項】

1. 個人の所有する物品については、破損等について自らがその責任を負うこと。
2. 利用者はお互いの生活を尊重し、他の利用者のプライバシーを侵さぬよう努めること。
3. 社会的・常識的な範疇でのルールに配慮し、他者への迷惑行為がないように努めること。

居宅介護・重度訪問介護・移動支援事業

移動支援事業においては研修の充実を図ります。現任ヘルパーは継続して堺市の移動支援ネットワーク主催のスキルアップ講座を受講してもらうことを位置づけていきます。また、新規のヘルパーの確保に向けてガイドヘルパー養成研修を年1回実施します。

休日の余暇支援でのヘルパー派遣に関しては、白鷺駅前に開設する地域活動支援センターを拠点とし、利便性の高さから、行き先等の情報提供やヘルパーとの待ち合わせ又は、次回の計画や相談が自由にできる場所として利用します。また、継続してサービスを利用している人には訪問等を行い、モニタリングを通してサービスの満足度を図る取り組みをしていきます。

【事業目的】

大阪府指定の居宅介護・重度訪問介護事業および堺市指定の移動支援事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った適切な支援を提供する。

【運営方針】

1. 利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。
2. 居宅介護・重度訪問介護の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な居宅介護・重度訪問介護の提供ができるよう努めるものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

【所在地】 大阪府堺市東区白鷺町2丁9番32号

【職員配置】管理者 1名 サービス提供責任者 ホームヘルパー1級 1名

【対象者】 知的障害者児

【サービスの提供方法及び内容】

(1) 居宅介護・重度訪問介護計画の作成

(2) 移動支援計画の作成

(3) 身体介護に関する内容

① 食事の介護

② 排泄の介護

③ 衣類着脱の介護

④ 入浴の介護

⑤ 身体の清拭、洗髪

⑥ 通院等の介助(事業所の従業者が自ら自動車を運転して実施する通院等の介助を除く。)

⑦ その他必要な身体の介護

(4) 家事援助に関する内容

① 調理

② 衣類の洗濯、補修

③ 住居等の掃除、整理整頓

④ 生活必需品の買い物

⑤ 関係機関との連絡

⑥ その他必要な家事

障害者(児)自立生活訓練業務(堺市)

今年度より、地域での自立生活や入所施設等からの地域移行の促進を目的に、利用者の生活全般が相談支援機関によってコーディネートされるようになっていきます。そのため、相談支援を実施する機関と連携したアセスメントを行い、利用者の希望に応じた個人訓練プログラムにそった支援を実施します。訓練プログラムは3ヶ月毎に見直し、地域生活の見通しを確認していきます。

【事業目的】

地域で自立して生活をしていくことを希望する障害者(児)に適切な日常生活訓練の機会を提供することにより、障害者(児)の自立生活に必要な力及び自立意欲を高め、もって障

害者(児)の地域での自立生活及び地域移行を促進すること。

【職員配置】 コーディネーター 1名 支援員 1名

【対象者】 堺市内に住所を有する15歳以上の知的障害者(児)

【サービスの提供方法及び内容】

- (1) 相談支援を実施する機関との連携には特に留意し、利用者本人の希望に応じ、原則としてその生活全般が相談支援機関によってコーディネートされるように努めること
- (2) 関係機関との連携、説明会の開催等により、積極的に日常生活訓練のニーズを持つ障害者(児)の発見及び利用促進等に努めること。

地域活動支援センター運營業務(堺市)

4月から名称を「しらさぎ・ネスト」として運営します。ネストとは、鳥や昆虫の巣という意味ですが、その他に、「居心地の良い休息所」「安心できる住まい」という意味あいもあります。24年度は相談支援事業と連携し、単身生活者や地域生活での支援を必要とする利用者、家族等に対して、日常生活における活動場所・居場所となれるような取り組みを行います。また、地域住民の方の協力も得ながら、生きがい・仲間づくりへの支援として参加しやすいプログラムの提供を行う予定です。従来の動作法やおとぼっこ(音楽療法)も引き続き実施します。

【事業目的】

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第26項に規定する地域活動支援センター(以下「センター」という。)の機能を充実・強化して運営し、障害者及びその家族等が通所することにより、地域生活への移行を推進するとともに、地域での自立生活の促進を図ることを目的とします。

【職員配置】 施設長 1名 地域活動支援員2名

【所在地】 大阪府堺市東区白鷺町1丁21-7

【営業日及び時間等】

事務所の営業日・時間 日曜日から金曜日の12時から20時まで

ただし、国民の祝日および12月29日～1月3日を除く。

サービス提供・時間 日曜日から金曜日の12時から20時まで

利用者等の必要に応じて緊急時には電話等により連絡が可能な体制をとるものとする。

【対象者】 堺市内に住所を有する障害者及びその家族等

【サービスの提供方法及び内容】

(1) 日常生活支援に関する業務

(ア) 基礎的事業(居場所提供)

- ① 利用者が自由に利用できる、日常生活における憩いの場を提供すること。また、地域

の様々な障害者等が利用しやすい環境を整備するよう努めること。

- ② 利用者の利用目的に応じた創作的活動、生産活動、自主的活動等を行うことができる場を提供すること。

(イ) 専門的事業

- ① 地域の相談支援事業者、障害者基幹相談支援センター等と相互に連携・協力し、利用者が地域生活へ円滑に移行できるように支援すること。
- ② 利用者の不安の解消や情緒の安定を図るために、日常生活に関する相談に応じ、支援すること。また、利用者の健康及び保健衛生の維持管理のために、服薬管理や生活習慣等の助言や確認などを行い、心身の状況の把握に努めること。
- ③ 地域住民への障害理解や普及啓発活動を行うとともに、地域関係者と連携することで、利用者の社会参加の促進を図ること。

(2) 生きがい・仲間づくり支援に関する業務

- ① 利用者のコミュニケーションにかかわる不安の解決に向けて支援し、利用者の対人関係能力の向上を図ること。
- ② 利用者に対して、趣味、スポーツ、文化、余暇活動や地域活動に関する情報を提供すること。また、当事者活動や自助グループ活動等を支援し、その活動の紹介及び仲介をすること。
- ③ 利用者の自主的なグループ活動や社会参加等に対して、助言や支援をすること。また、利用者同士が、日常生活における悩み相談や情報交換、学習交流ができるよう助言や支援をすること。

(3) プログラム(グループワーク)支援業務

週に2回以上実施すること。ただし、各プログラムは、利用者が自ら選択し活用できるように、実施目的を明確化するなど創意工夫し、利用者が気軽に参加しやすいようにすること。また、利用者の家族等に向けたプログラムや利用者や家族等と一緒に参加できるようなプログラムを実施するよう努めること。

- ① 社会復帰・社会参加の支援に関すること。
- ② エンパワメントの支援に関すること。
- ③ 生きがいづくり・仲間づくりに関すること。
- ④ 一般就労・福祉的就労に関すること。
- ⑤ その他、利用者の支援にかかわる内容に関すること。

相談支援事業

堺市では、平成24年度から委託相談を非営利特別法人「堺市相談支援ネット」に一括委託し、基幹相談支援センターが委託相談の役割を果たすこととなりますので、当センターが平成23年度まで受託していた委託相談を受けることはできなくなります。さらに、法改正による相談支援体制の変更もありますので、当センターの相談支援は、法に基づいた以下の相

談支援事業を、他の機関と連携しながら提供していきます。

それぞれの事業の実施に際しては、以下の事業目的、運営方針により常に利用者の立場に立った適切な相談支援を提供していきます。

- 1 指定特定相談支援事業(計画相談・基本相談)
- 2 指定一般相談支援事業(地域移行・地域定着・基本相談)
- 3 障害児相談支援(計画相談・基本相談)

【事業目的】

大阪府指定の相談支援事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った適切な相談支援を提供する。

【運営方針】

- 1 利用者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- 2 利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする

【職員配置】 管理者 1名 相談支援専門員 2名

【営業日及び時間等】

事務所の営業日・時間 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時45分まで
ただし、国民の祝日および12月29日～1月3日を除く。

サービス提供・時間 利用者等の必要に応じて緊急時には電話等により連絡が可能な体制をとるものとする。

【対象者】 大阪府域の知的障害児・者、身体障害児・者、精神障害者

【サービスの提供方法及び内容】

- 1 障害者計画相談支援（指定特定指定相談）

地域の利用者等からの日常生活全般に関する相談に関する業務及び計画相談支援（サービス利用支援・継続サービス利用支援）に関する次の業務を行う。

- (ア) アセスメントを実施すること。
- (イ) サービス利用計画書を作成すること。
- (ウ) サービス利用計画書を利用者等に交付すること。
- (エ) モニタリングを実施すること。

(オ) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(カ) 利用者等からの依頼により、利用者及び障害児が居宅での生活に移行できるよう、必要な情報及び助言その他必要な援助を行うこと。

(キ) その他必要な相談及び援助。

2 地域相談支援（指定一般相談）

（地域移行支援）

施設・病院等からの地域生活移行支援について、計画相談と連携して相談を受け、情報提供するとともに地域移行支援計画を作成し、地域移行のための次の業務を行う。

（ア）地域移行支援計画の作成

（イ）相談及び援助

（ウ）体験利用、体験宿泊の実施

（エ）住居の確保や障害福祉サービスのための同行支援

（地域定着支援）

利用者が安心して地域生活を継続していくことができるよう、次の業務を行う

（ア）常時の連絡体制の確保等

（イ）緊急の事態への対処等

3 障害児計画相談（障害児相談支援）

児童及びその家族からの相談を受け、障害児支援事業所等と連携し、1と同様の計画相談業務を行う。